

マイクロフィルムのデータ化業務 質疑及び回答		
No	質問内容	回答
1	マイクロフィルムの現物を見せていただくことは可能でしょうか。	<p>可能です。今回、見本として本業務でデータ化予定のマイクロフィルムのうち3本を御覧いただけます。ただし、課税情報を撮影したものですので、フィルムの引き伸ばし等の撮影内容が見える行為は一切禁止します。また、質疑受付期間後となりますので、対応は見本の確認のみとさせていただきます、業務内容や入札に関する質疑は受付いたしかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>見本の確認を希望する場合は、希望日の前営業日午後5時までに資産税課に電話またはメールで連絡し、閲覧の日時を調整の上来庁してください。</p> <p>なお、確認期間は7月28日（金）午後5時までとします。（時間は平日午前10時から午後5時までとし、正午から午後0時45分を除きます。）</p>